

令和2年度 国民健康保険税率について

令和2年度の国民健康保険税率が下記のとおり決定されました。

医療給付分につきましては、皆様の医療費によって計算しておりますので、町で実施している特定健診を受けるなど、日頃から健康に留意しましょう。

区分	税率区分	医療給付分	後期高齢者支援分	介護給付金分
賦課限度額		630,000円	190,000円	170,000円
応能割税率	所得割	8.00%	2.30%	1.60%
	資産割	50.00%	5.00%	5.00%
応益割額	均等割(世帯員数)	28,000円	5,000円	8,000円
	平等割(世帯)	28,000円	5,000円	8,000円

○応益割額の軽減について

被保険者の総所得額が一定の基準以下の場合には、均等割および平等割が軽減されます。

33万円≧総所得額	7割軽減
33万円+(28.5万円×世帯被保険者数)≧総所得額	5割軽減
33万円+(52万円×世帯被保険者数)≧総所得額	2割軽減

○特定世帯および特定継続世帯の軽減について

世帯の中の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯のことを「特定世帯」といい、特定世帯に移行したあと5年間は医療給付分・後期高齢者支援分に係る平等割額が半額に減額されます。

また、5年経過後も3年間は、「特定継続世帯」として医療給付分・後期高齢者支援分に係る平等割額が4分の3に軽減されます。

●お問い合わせ：くらし応援課 税務係（68-2112）

町税の納期のお知らせ **第1期納期限 6月30日(火)まで**

町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）は、6月10日発送の納付書で、納期限までに納付願います。既に口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落としをいたします。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫浦臼支店 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳及びその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容をご記入願います。

加入者名：浦臼町役場
口座番号：02780-9-960227
払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口で納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・北海道銀行 ・北洋銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所 ・浦臼町役場出納

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできませんのでご留意願います。

【第1期以降の納期限】

- *第2期納期限 8月31日(月)
- *第3期納期限 11月2日(月)
- *第4期納期限 12月25日(金)

●お問い合わせ：くらし応援課 税務係（68-2112）

不要な「ありがとう札沼線」缶バッジは、役場へ寄付をお願いします！

登記・相続に関するQ & A

◆「亡くなったおじいちゃんの家が登記されていない。どうしたらいいの？」

Q 亡くなったおじいちゃんの家が登記されていない。どうしたらいいの？

A 建物の形状等を表す建物表題登記は基本的に登記申請をしなければならないという法律があります。登記をしていない建物の場合、時間が経つにつれ所有者を証明することが困難になることがあります。例えば所有者が亡くなり、相続人の中で相続する人を決めた後も登記をしていないと、売買ができないほか、さらに相続が発生した際、所有者であることを証明することが更に困難になってきます。今回のケースについては、次のような対応方法が考えられます。

(1) 相続人の皆さんで話し合い（遺産分割協議）、建物を相続する人を決めて、建物表題登記申請を行う方法です。この手続には、法律で定められた建物の図面を作成し、おじいさんが所有者であったことを証明する書類や遺産分割協議書の添付等が必要となります。

(2) (1) のような相続人の中での話し合いがつかなかったり、所在不明の方がいる場合、相続人全員の法定相続持分で建物表題登記を申請することもできます。

今回のようにお困りの場合、お近くの土地家屋調査士又は札幌土地家屋調査士会にご相談してください。

■お問合せ先 札幌法務局滝川支局 0125-23-2330
 (ホームページ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>
 札幌司法書士会 011-272-9035 (法律相談センター予約)
 ※滝川市にも相談所を設けています
 (ホームページ) <http://www.sihosyosi.or.jp/>

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

公職選挙法第192条の規定による選挙運動に関する収支及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表します。
 <浦臼町選挙管理委員会>

- 令和2年4月26日執行 浦臼町長選挙（浦臼町選挙区）
 公職選挙法第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
 1,472,500円

立候補者氏名	川 畑 智 昭	収 入	その他の収入 寄付金 計	626,844円
所属党派	無 所 属			— 円
出納責任者氏名	小 林 和 美	支 出	人 件 費 家 屋 費 印 刷 費 広 告 費 食 糧 費 雑 費 計	95,000円
期 間	3月29日～4月27日			25,000円
報 告 回 数	第 1 回 分			138,600円
報 告 書 受 理 日	令 和 2 年 5 月 7 日			307,015円
				12,400円
		48,829円		
			626,844円	

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう!!